

児童養護施設静岡ホーム事業計画

静岡ホームは、児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設であり、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を受け入れて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）による地域の子育て支援や里親支援を行うとともに、福祉専門職養成校の実習生を受け入れ人材の育成を図る。

1 事業概要

(1) 施設運営

ア 児童養護施設の運営

○定員 81 人（暫定定員 77 人）

- ・ 本体施設（定員 75 人→暫定定員 71 人）
- ・ 地域小規模児童養護施設「のぞみ」（定員 6 人）

○職員 42 人

イ 子育て短期支援事業の受託

ウ 里親等施設実習事業の受託

エ 福祉専門職養成校実習生の受入れ

(2) 基本方針

「キリストの愛」と児童憲章、児童の権利に関する条約等を基本に、互いの和を求め、心をつなげて児童の幸せと権利擁護を図るため、「愛育の実践」に努める。

(3) 運営方針

入所児童の多くは虐待を受けた児童であって、障害のある児童が増加し、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、養護を必要とする児童、愛着形成に課題のある児童、細やかな発達支援が必要な児童、自立支援を必要とする児童に「あたりまえの生活」を通して、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間関係が築けるよう日々の生活の中から支援していく必要がある。

このため、児童の養育に当たっては、児童の経験してきた複雑な養育環境や生得的特性に十分配慮し、児童の安全・安心を確保して、一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援し、人間的成長を総合的に推進していく。

また、児童の最善の利益を念頭に、児童養護施設運営指針を基本として社会のニーズに的確に対応できるよう施設運営を図る。

(4) 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の向上と円滑な施設運営を図るため、各種会議や委員会を開催するとともに、関係機関との連絡会を開催する。

区分	名称	開催	内容
施設内	職員会議	毎月	施設運営に関する事項（運営・指導方針、行事予定、提案事項等）の調整・周知、外部研修の伝達等職員研修
	運営会議	毎月	施設の運営方針等重要事項の調整、課題の検討 ・施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化 ・勤務形態の見直し ・職員の確保、育成、定着 ・人権擁護の自己点検（チェックリスト）
	グループ会議	毎月	児童の生活支援等グループ運営事項（運営計画・自立支援計画・児童処遇・行事等）の調整
	ケース会議	毎月	ケースの処遇方針等の協議調整
	サービス向上推進会議	毎月	第三者評価結果の改善
	養育支援マニュアル検討委員会	毎月	養育・支援の標準的な実施方法の文書化
	性教育委員会	毎月	生・性に関する教育、性に関する相談、かえで新聞の発行
	食生活委員会	毎月	食を通じた健康・衛生・嗜好を知る機会の提供 ・季節感や行事に合わせた食事の提供、嗜好調査の献立調理実習、食育(食事と健康)に関する職員研修の実施
	防災対策委員会 (防災会議)	毎月	消防計画の委員会審議事項の協議調整、防災訓練の実施
	苦情解決委員会	5月 随時	苦情への対応
	朝会	毎日	日々の連絡調整
養保連絡会	奇数月	養護施設との保育所の連携業務の調整	
関係機関	児童相談所との連絡会	年2回	児童自立支援計画の見直し、ケースの調整
	小中学校との連絡会	随時 (安西小は毎月)	学校及び施設での生活の様子

2 重点項目

(1) 人権擁護と人権侵害の防止

児童養護施設は、子どもたちの人権を守り、子どもたちが安心して生活を営む拠点としての役割があるため、「懲戒に係る権限の濫用禁止について（1998年（平成10年）2月18日）」及び児童福祉法第33条の10に係る「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知と「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検、投書箱「こどものこえ」の設置などにより人権擁護と人権侵害の防止に取り組む。

(2) 施設運営の質の向上

児童養護施設は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第45条の3の規定並びに2011年（平成23年）3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知により、自己評価の毎年の実施とともに、3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表・改善が義務付けられている。

2017年度（平成29年度）に実施した第三者評価結果を踏まえ、児童養護施設運営指針に掲げられている目指すべき状態に近づけられるよう問題点の改善に取り組み、施設運営の質の向上を図る。

(3) 児童の社会的自立の支援

就職で巣立っていく児童や進学していく児童の安定した生活基盤をつくるため、県社協の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金や（独法）日本学生支援機構の給付型奨学金を活用するとともに、静岡ホーム自立支援基金により必要な資金を援助し、自立を支援する。

また、保護者の支援が得られない退所児童の中には、直面する諸問題を自身で解決することもできず、また、相談する者もなく、就労や生活の維持が困難となって経済的に困窮し、自立生活が破綻してしまうことがあるため、施設入所中の自立に向けた支援や退所後の相談支援などを行う生活相談支援担当職員を配置して、児童の社会的自立を支援する。

(4) 関係機関との連携・協力体制の確立

ア 児童相談所との連携

子どもたちの養育は、児童相談所との良好な連携のもとにすすめられてこそ充実した成果を生み出すことができるので、定期連絡会を開催するなどにより相互理解を果たしていく。

イ 学校、地域との連携

子どもたちが学校において正当な地位を占め、充実した教育を受けるために、学校と常に連携し、相互理解を深め、協力関係を築いていく。

また、子どもたちの生活が地域から引き離されることがないように、地域との多様で積極的な交流が尊重されなければならない。地域に開かれた施設としてグラウンドや楓ホールを開放するとともに、町内会との防災訓練の共同開催や子ども会行事への参加、高齢者との世代間交流を実施する。

(5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

ア 社会的養育推進計画の策定

2016年（平成28年）の児童福祉法等の一部を改正する法律を受けて、2017年（平成29年）8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

厚生労働省は、家庭養育優先原則を徹底するため、2018年（平成30年）7月6日付で発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、2019年度末までに

既存の都道府県計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画の策定を求めているところであり、施設においても、県市と調整しながら、概ね 10 年程度で実現することを念頭に置いた「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定する。

イ 小規模・地域分散化の推進

「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを推進するため、これまでの地域小規模児童養護施設（1か所）に加え、当分の間、本体施設の2階を2グループ（幼児・小学生低学年男女）から3グループ（幼児・小学生低学年男子・小学生低学年女子）に再編成して小集団化し、小規模グループケアへの移行に向けた養育を行っていく。

また、新たな地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア施設を設置するため、用地の取得や賃貸物件（建て貸し）の確保に努めていく。

ウ 施設の多機能化・機能転換

(ア) 一時保護の受入れ

児童相談所は、野田市の小4児童の虐待死事件などを受けて、ためらわず一時保護するなどの対応を取っている。このため、一時保護児童が一時保護所の定員を超える状況になり、一時保護を委託してくるケースが増加している。

今後、小規模・地域分散化に伴う空きスペースを一時保護やショートステイ専用施設として活用していく考えであるので、暫定定員の範囲内で、措置児童への影響も考慮しながら、積極的に一時保護の受入れを行っていく。

(イ) 特別養子縁組家庭の支援

静岡市の特別養子縁組家庭の「ゆずり葉つむぎ会」が4月1日に組織され、静岡ホームに事務局を置いて特別養子縁組の普及・促進・発展のために活動するので、同会の活動及び特別養子縁組した子どもたちが安定した環境で育つよう支援していく。

(6) 生活向上のための環境改善

入所児童の養育環境の改善を図り生活向上に資するため、施設・設備の維持管理及び老朽箇所の補修等を実施する。

(7) 職員の確保

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進していく上で、これらを担う人材の確保は不可欠である。

本年度から、新たに、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア）における養育体制の充実を図るため、基本的人員配置（4：1）及び小規模グループケア加算などに加え、地域分散化加算として常勤1人が配置され、配置基準が概ね2：1から1.5：1に改善されるが、保育所の定員増などによる保育士需要の高まり、福祉専門職養成校の学生数の減などにより職員の確保が難しくなっているため、大学等への求人に加え、実習生の受入れと適切な実習指導、インターンシップの受入れなどにより就職希望者の確保に取り組む。

(8) 職員の育成・定着

今後、施設での養育は、虐待等を受けたことにより家庭に対して否定的な情緒を抱えている子どもや、深刻な行動上の問題等のある子どもを抱え、それらの問題等の解決を目指した専門性の高い養育の実践が求められる。

施設が、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進める上でも、職員の人材育成や確保が不可欠と

なる。職員のスキルアップを図り、専門性を高めるため、キャリアアップシステムにおける育成レベルごとのOJT、OFF-JTを取り入れた研修を実施し、人材を育成する。

また、専門家をスーパーバイザーとして配置して、ストレスを抱えた職員のバーンアウト（燃え尽き症候群）の防止や、経験の少ない職員に対する対人援助に必要な知識・技術の指導、グループリーダーへの助言などにより、人材の育成、定着を図る。

(9) 業務管理システムの運用

児童に関する記録や園務日誌、グループ日誌、ケース記録、保健日誌、その他各種データをパソコンで一括管理し、業務の効率化と情報の共有を図る。

3 養育・支援

(1) 基本目標

- ア 子どもの成育歴等を把握し、子どもが表わす感情や言動をしっかりと受け止めて養育支援する。
- イ 子どもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援する。
- ウ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動できるよう養育支援する。
- エ 子どもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援する。
- オ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援する。

(2) 年間のねらい

毎月、分野ごとに展開方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組む。

分野	展 開 方 法
生活	日課と生活規範を習得し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育て感謝の心を養い育てていく。
礼拝	礼拝を通して、「わたしの主、わたしの神よ」との真実の信仰告白に至りますように、不変の愛と恵みを率直な気持ちで受け入れ、社会（人間）生活の基本を培う。
学習	各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、公文式学習の意欲を培っていく。また、小学生から高校生までそれぞれのステージに合わせた学習支援を実施する。
環境	居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図り、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。
健康	自分の健康に関心を持ち、屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育てていく。
食事	食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにする。収穫の恵みに感謝する心を育てる。
文化	県児童福祉施設絵画展への奨励と、図書、音楽等の積極的利用を図り、豊かな心情と向上心を育てる。
運動	県児童福祉施設球技大会や学校の部活動、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成する。
防災	避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。
進路	中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していく。
地域	地元町内会や子供会等との交流を深めるとともに積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助する。

(3) 個別養育支援計画

児童に安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

区分	生活指導	学習指導	職業指導	家庭環境調整
未就園児	日常生活の基礎を学び、習慣づけることにより、幼稚園入園の準備をする。	昼間の保育を通して絵本、音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。		外泊時等を利用して家庭の状況を把握し、児童相談所と連携して調整を図る。
幼稚園児	トイレの自立など生活習慣が身につくよう支援する。好き嫌いをなくし、食事のマナーの基礎を学ぶ。	通園により、集団行動、社会性を学び、育ちの支援をする。		
小学校低学年	身の回りの整理整頓の基礎を学び、食事、挨拶、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）や公文学習等により学習習慣と基礎学習を身につける。		
小学校高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。公文学習を通じて、基礎学力の向上を図る。		
中学生	安心・安全な生活環境を作る。身の回りの整理・整頓の確立、基礎体力の向上を図る。 相手の気持ちを思いやる心を育てる。	日々の学習を疎かにせず、また、通塾により学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分にはどのような職業につきたいのかを考えさせる。	
高校生	社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理にも気を配れるようにする。	日々の生活、学校生活の充実を図り、最後まで気を抜かずに勉学に励み、必要に応じて通塾により大学等に進学できるようにする。	自分自身を見極め、社会自立を考慮した進路を考えられるようにする。アルバイトを行い社会性を身につける。	

4 生活日課

時間	平日	休日	時	平日	休日
6:00	起床・洗面		14:00	帰園(幼稚園児)	
	掃除		15:30	下校	
6:30	礼拝(家拝)			おやつ	
7:00	朝食	起床	16:00	自主学习	
7:30	登校(小学生 7:30)		16:30	掃除	
	(中学生 7:50)		18:00	夕食	夕食
	(高校生 7:30)			入浴(順次)	入浴(順次)
8:00		朝食	19:00	自由 自主学习	自由
8:15	登園(幼稚園児)		20:00	就寝(幼児)	就寝(幼児)
8:30		CS(日曜日)	21:00	(小学生)	(小学生)
12:00	昼食	昼食	22:00	(中学生)	(中学生)
13:00	午睡(未就園児)		23:00	(高校生)	(高校生)

5 年間行事計画(児童関係)

子どもたちの意向を踏まえた企画行事の実施や地域行事、招待・訪園行事への自主的な参加など、四季折々の行事やスポーツ・文化・芸術に触れる機会を通して、子どもたちが楽しみながら感性を磨き、情操を育み、社会性を育てる。

月	施設企画行事・地域行事等	月	招待・訪園行事
4	静岡まつり 創立記念(礼拝)	4	クラシックコンサート訪園 CSイースター
	入園・入学式	5	
5	県内施設児童文化奨励絵画展	6	静岡西 RC イベント招待
7~8	夏季特別行事(キャンプ・海水浴等)		CS 花の日、英和女学院「花の日」訪園
8	七夕まつり(井宮町)	7	すいか狩り招待
	県内施設ソフトボール大会		安倍川花火大会招待
	健康診断 夏季一時外泊		CS 楽しい夕べ
	交通安全教室(自転車マナー)	8	映画祭招待
10	運動会(安西学区)		静岡巽 LC 国際交流夏祭り訪園
11	防災訓練(井宮町)	9	食肉組合夕食会訪園
	県内施設オセロ大会	10	七五三着付撮影招待
12	クリスマス祝会・食事会		中国料理夕食会訪園、
	冬季一時外泊		静岡 LC イベント招待
1	初詣 県内施設サッカー大会	11	みかん狩り招待
1~2	冬季特別行事(雪滑り・スケート等)		CS こども祝福式
2	節分豆まき・餅つき(井宮町)		CS 収穫感謝祭、英和女学院「収穫感謝」訪園
	ひなまつり	12	CS クリスマス祝会、英和女学院「クリスマス」訪園
3	地域交流会(世代間交流)		もちつき訪園、常葉高校「クリスマス」訪園
	健康診断 卒園の会		イルミネーション鑑賞招待
毎月	誕生会	1	劇団四季観劇招待
	発育測定	2	静岡友の会招待
	保護者宅外泊・ショートルフラン	3	
	避難訓練(別記) 全体清掃	毎月	Jリーグサッカー観戦招待(年間)
年間	毎週:教会学校(日曜日) 毎月:夕拝		

6 職員配置

養育支援担当の児童指導員及び保育士は、国の配置基準（子ども4人：職員1人）を超える職員を配置する。

また、本年度は、新たに、継続的な服薬管理などの医療的ケアや健康管理を必要とする児童に対する日常生活上の観察、体調把握、緊急時の対応などを行う看護師を配置する。

職名・職種	本園		小鹿寮		計		
	男	女	男	女	男	女	計
施設長	1				1		1
副主任・基幹的職員 (児童指導員)	1				1		1
養育支援担当職員 (児童指導員・保育士)	3	(3)17	1	2	4	(3)19	(3)23
個別対応職員		1				1	1
家庭支援専門相談員	1	1			1	1	2
心理療法担当職員		2				2	2
里親支援専門相談員	1				1		1
看護師		(1)1				(1)1	(1)1
生活相談支援担当職員	1	②			1	②	②1
学習指導員		(1)1				(1)1	(1)1
特別指導員		(1)1				(1)1	(1)1
栄養士		1				1	1
調理員	2	(2)2			2	(2)2	(2)4
事務員	①	1			①	1	①1
嘱託医	(1)1				(1)1		(1)1
計	(1)11	(8)28	1	2	(1)12	(8)30	(9)42

* ()内は非常勤で再掲 再雇用は常勤に含む ①②は養育支援担当職員と兼務

7 業務分担

職名(担当)	分担業務
施設長	施設の運営管理、児童養護の統括、人事労務管理、安全衛生管理、会計責任者、苦情解決責任者、衛生推進者、公益通報窓口担当者
基幹的職員(副主任) 〔児童指導員〕	自立支援計画等の作成・進行管理、職員の勤怠管理・指導、児童の入退所手続、ケース記録の管理、事業計画(報告)書作成、勤務表作成、指導技術調査研究・現任研修、文書管理、危機管理対応、防火管理者、苦情受付担当者
養育支援担当職員 〔児童指導員〕 〔保育士〕	自立支援計画(処遇計画)の作成、生活指導、進路指導 保健衛生・健康管理、処遇記録の整理 地域・学校・児童相談所等関係機関との連絡調整 保護者への連絡、退所児童のアフターケア ボランティアの受入れ、福祉専門職養成校実習生受入れ・指導 招待・奉仕活動の調整、施設見学者等の受入れ 建物・設備・生活環境の維持管理、防火管理、災害対策の実施
個別対応職員	被虐待児個別生活指導
家庭支援専門相談員	保護者等への相談援助、退所児童相談援助
心理療法担当職員	心理的ケア、心理療法

職名（担当）	分担業務
里親支援専門相談員	里親家庭訪問・相談、里親研修
看護師	医療的ケア、緊急時の対応、入所者の健康管理、医療機関への受診
生活相談支援担当職員	退所を控えた児童に対する生活技能等習得支援、悩み等の相談支援、退所児童の生活相談支援
学習指導員	小中学生の学習指導
特別指導員	音楽・ピアノの指導
栄養士 調理員	献立作成、食品の発注・保管、調理・給食、給食設備点検管理、食育、栄養管理、保健衛生、健康管理、非常食の管理
事務員（出納職員）	総務事務（来園者受付・接遇、給与・旅費、社会保険、福利厚生、郵券受払い等）、財務会計（措置費・寄附金、物品取得等）事務、預り金管理、財産（備品・固定資産）管理、文書管理
嘱託医	児童の健康診断

8 処遇（勤務）体制

児童の年齢に応じた生活時間に合わせ、早番勤務、遅番勤務、断続勤務などを組み合わせた1か月単位の変形労働時間制により養育に当たる。

夜間は、本園は宿直職員2名、地域小規模児童養護施設「のぞみ」は住込み職員で対応する。

職種	勤務 区分	時間帯	勤務時間 (休憩時間を含む)
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	
児童指導員・ 保育士・ 看護師	A	8:30~17:30	8:30~17:30
	A'	8:30~14:45 (非常勤)	8:30~14:45 (非常勤)
	B	6:00~8:30 15:30~21:00	6:00~8:30 15:30~21:00
	C	12:30~21:30	12:30~21:30
	C'	14:30~20:45 (非常勤)	14:30~20:45 (非常勤)
	D	8:30~11:30 16:30~21:30	8:30~11:30 16:30~21:30
	F	6:00~15:00	6:00~15:00
	F'	6:30~12:45 (非常勤)	6:30~12:45 (非常勤)
栄養士・ 調理員	A	8:30~12:30 14:00~18:00	8:30~12:30 14:00~18:00
	A'	8:30~15:00 (非常勤)	8:30~15:00 (非常勤)
	E	5:00~8:30 9:00~12:30 13:00~14:00	5:00~8:30 9:00~12:30 13:00~14:00
	S	10:00~13:00 14:30~19:30	10:00~13:00 14:30~19:30
	S'	13:15~19:30 (非常勤)	13:15~19:30 (非常勤)
職員	A	8:30~17:30	8:30~17:30

9 職員研修

月	OJT (職務を通じての研修)	OFF-JT (職務を離れての研修)	
		職場内研修	職場外研修
4	エルダー(教育係)の配置 自己目標の設定・面談・指導	ケース記録の書き方	キャリアパス中堅職員研修① キャリアパスリーダー研修
5	委嘱したスーパーバイザーと基幹的職員によるスーパーバイズ (年間を通して実施)	性教育研修 ケアプログラム研修① ケアプログラム研修②	暴力防止研修 指保部会研修(レクレーション) 小児アレルギー研修 食中毒予防研修
6		ケアプログラム研修③	全国児童養護問題研究会 県養協新任職員研修 吉原林間学園宿泊研修①
7		食育研修(食事と健康)	人事・労務管理研修 経理応用講座 安全運転管理者講習会 指保部会研修(性教育)
8			キャリアパス初任者研修① 感染症研修(児童編)
9		性教育研修	吉原林間学園宿泊研修② 指保部会研修(ケース)
10	自己評価の面談・指導	看護研修(病気・怪我)	キャリアパス初任者研修②) 関東ブロック児童養護施設職員研修会 会計実務専門講座
11			全国児童養護施設長研究協議会 指保部会研修(遊び) 小舎制養育研究会 小規模ケア運営施設体験研修
12			指保部会研修(中堅職員) 権利擁護推進研修会①
1		COMMONSENSEペアレンティング研修①	キャリアパス初任者研修③ キャリアパス中堅職員研修② 全国児童養護施設中堅職員研修 SBI子ども希望財団児童養護施設研修会 権利擁護推進研修会②
2		COMMONSENSEペアレンティング研修②	関東ブロック事務・運営管理者研修 決算実務講座 ファミリーソーシャルワーク研修
3	自己評価の面談・指導	新規採用職員入職前研修	社会福祉施設運営管理研修 栄養講習会

10 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4			漏電火災対応訓練
5	消防用設備点検 空調設備点検 空調フィルター清掃	消防設備取扱	地震対応訓練
6	ネズミ昆虫等防除		油火災発生訓練
7	貯水槽洗浄	自転車交通教室	土砂災害発生訓練
8			夜間地震発生避難訓練
9			防災の日・情報伝達訓練 東海地震発生対応訓練
10	空調フィルター清掃		火災発生訓練
11	消防用設備・建築設備・貯水槽点検	地震防災センター見学学習会	社会福祉施設防災の日・総合訓練
12	ネズミ昆虫等防除		地域防災の日・町内会との連携訓練
1			緊急地震速報対応訓練
2			夜間火災発生訓練
3			地震対応訓練
備考	防災設備・資機材点検：毎月 ネズミ昆虫等調査：毎月 電気保安管理：毎月 建築物定期調査：2年毎		避難・消火訓練：毎月 総合訓練：年1回

11 施設体験・視察研修受入れ

(1) 福祉専門職養成校実習生の受入れ

県内外の大学、短期大学、専門学校福祉専門職養成校に在籍する学生の施設実習を受け入れ、福祉分野への就労を志す者の養成に寄与する。

また、児童福祉施設業務を体験し、知識を深めたいとする学生についても、児童のプライバシーの保護と安全に十分配慮しながら、事情の許す範囲でインターンとして受け入れる。

(平成30年2月現在)

区分	養成校名	実習生数	時期
	聖隷クリストファー大学	4	5月 2月
	東海こども専門学校	1	5月
	静岡県立大学短期大学部	2	6月
	静岡こども福祉専門学校	1	6月
	常葉大学浜松キャンパス	4	7月
	浜松学院大学	1	9月
	常葉大学草薙キャンパス	3	8月
	静岡英和学院大学	4	8月 2月
	鎌倉女子大学	1	9月
	静岡福祉大学	4	9月 2月
	常葉大学短期大学部	10	9月 10月 11月
	静岡福祉医療専門学校	2	10月
	東海大学短期大学部	4	11月
	静岡産業大学	2	8月
保育実習Ⅲ	静岡県立大学短期大学部	1	10月
ソーシャルワーク実習	東京福祉大学	2	5月 2月
	静岡英和学院大学	1	8月
	静岡福祉医療専門学校	1	12月
	静岡県立大学短期大学部	2	3月
計	15校	50人	

(2) 里親研修

静岡市里親支援センターの里親認定前研修等を受諾し、里親制度を支援する。

(3) 福祉関係団体視察研修

県内外の市町社会福祉協議会、地区民生・児童委員協議会、更生保護女性会など福祉関係団体等の視察研修を受け入れ、社会的養護についての理解を深め、地域活動の向上、市町の要保護児童対策の強化につなげる。